

第228回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年10月27日（木）10：03～10：10
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

平成23年10月27日午前8時現在、最小値が下郷町役場及び只見町役場の $0.06\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯舘村長泥コミュニティセンターの $8.05\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（2）台風15号に伴う農家経営安定資金の融通について

農林水産部長：別紙資料により説明

9月の台風15号の被害の概要と致しまして、今般、金融機関との調整が整いましたので、農家経営安定資金の融通措置を発表させていただきます。

- ・ 貸付の対象者は、今般の台風15号の被害によって農業経営に被害を受けている農業者等である。
- ・ 資金の貸付限度額が500万円。融資枠は1億円を設定。4月に地震・津波の関係で5億円の融資枠を設定致し、その内2億円を7月の新潟・福島豪雨の対応に設定したが、その2億円の内1億円を台風15号の対策に当てるというものである。
- ・ 貸付利率は1.2%以内となっているが、JAグループとの調整が行われ、農協の取扱いにあつては、これまでの集中豪雨と同じく無利子である。
- ・ 償還期間は据置3年を含めて10年以内。
- ・ 担保関係については、県の農業信用基金協会の補償利用が可能ということで、原則無担保・無保証である。
- ・ 取扱機関は今年度末の平成24年3月末日まで。
- ・ 取扱金融機関は県内の各農協、銀行等。11月1日以降準備の整った融資機関から申込み受付を開始する予定である。

（3）原子力損害賠償に係る巡回法律相談について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

10月から県内5方部5市町村で実施しているが、11月以降は体制を拡充して、県内7方部9市町村で実施する。日程等の詳細は資料を参照のこと。

(4) 環境放射能モニタリング詳細調査(福島市⑤)計画について

生活環境部長：別紙資料により説明

周辺住民の不安の解消や今後の対応の検討を目的として、詳細な線量調査を実施致します。

- ・ 今月、山口地区で詳細調査を実施したが、前回行った調査対象エリアと調査対象外エリアの中間地点で $3.0\mu\text{Sv/h}$ を測定した地点が1地点あった。今回、調査対象外エリアにもエリアを広げて79地点の調査を行う。
- ・ 79地点を選定し、その庭先・玄関先の高さ50cm・1mの部分について、いつもと同様に調査を実施する。
- ・ 調査結果については速やかに公表する。

佐藤知事

毎日ご苦労様です。実は昨日みんなの党の渡辺喜美代表が来られて道州制についての言及がありました。皆様も承知のとおり、道州制については新たな一局集中を生む可能性があります。それからもう一つは今までの市町村合併の検証をしっかりとしなければなりません。

基本的には住民の方に、いかにサービスがしっかり届くかというのが行政の役割ですから、私はそういう意味で道州制に否定的です。

更に政府の復興会議の中でも実は道州制の話がありました。福島県から46都道府県にそれぞれ避難している方達は、1日も早く福島県の故郷に戻りたいという思いでおります。このような時に道州制の議論をするのはいかながなものかということで、あえてそこで道州制の議論については否定的な話をしてきました。私の真意はそのようなことで、道州制については言及しなかったという事の御理解をいただきたいと思えます。

それと同時に分権は当然のことながら、地方分権は知事会でこぞって進めております。しかし、原子力災害について、地域が、地方が、人・物・金を全部分権して対応というのは出来る話ではありません。原子力災害の対応は政府に責任を持ってしっかり対応していただくという事の話をしていただきました。

※ 次回は来週10月31日(月) 午前10時30分から開催する。

第229回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

- 1 日 時：平成23年10月31日（月）10：34～10：48
- 2 場 所：災害対策本部・自治会館303会議室
- 3 内 容：

（1）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

平成23年10月31日午前8時現在、最小値が只見町役場他の $0.06\mu\text{Sv/h}$ 、最大値が飯館村長泥コミュニティセンターの $8.15\mu\text{Sv/h}$ となっており、概ね横ばい又は減少傾向を示している。

（2）ワンストップ相談窓口 週報について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

先週10月29日までの実績で625件である。

主な問い合わせ内容は、果物（柿、梨）栗、きのこは食べても安全かという問い合わせは依然として多い。また、個人で食品などの検査が出来るような施設を、県に設置できないか、除染に協力したい企業・個人からの問い合わせ、食品の暫定規制値に関する問い合わせもある。

さらに、福島県民に対する情報発信が少ない、中間貯蔵施設の県内設置に反対である、仮置き3年も長いといった意見があった。

（3）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は95件と100件を下回った。出荷・流通、家庭菜園自家消費等の相談が多い。

主な内容としては、野菜・果樹・米・きのこのモニタリング結果についての問い合わせが53件と多い。その他では、野菜の作付について、稲ワラ堆肥の取扱い等への問い合わせ、損害賠償に関する問い合わせが多い。

（4）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」利用状況について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

先週の相談件数は202件。

主な相談内容としては、自宅の除染について賠償されるのか、これは現在国の紛争審査会で検討中で結論は出ていない。依然として多い相談としては、精神的損害が半年後に半額になる問題、就労不能に係る損害について、働けば損害額が差し引かれる、いわゆる努力したものが報われない問題、自主避難に係る損害賠償についての意見等である。

(5) 経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部政策監：別紙資料により説明

先週の相談件数が30件、主な相談内容としては、金融関係では、福島復興特別資金など制度資金に関する融資要件等、労働では震災により自宅待機となっている方から賃金が未払いになっている等、就職については、避難者等から小口の現金を借りたい、就職相談をして欲しいといった相談があった。

(6) 緊急時環境放射線モニタリングにおける検出限界値の取扱いについて

農林水産部長：別紙資料により説明

食品中に含まれる放射性物質のモニタリングにおいて、これまで検出限界以下のものについては、「ND」という表記をしておりましたが、9月に厚生労働省で表記に関する考え方について、資料の1経過等にあるとおり検出下限値を表記したうえでそれよりも小さいという記載とするのが適当であるとの見解が示された。

これは、この検出下限値が出ているという訳ではなく、ゼロであることもありうるが、機械の検出上これよりも小さい値であるということを示している。

オフサイトセンター等関係機関と協議を進めてきたが、今般、協議が整ったので11月1日から記載例にあるとおり「検出せず（＜検出下限）」という表記とすることとする。

なお、数値が検出されたものについては、従来通り数値で表記する。

松本副知事

県民の方々へ示すデータについては、その正確性に加え、より分かりやすい表記とする工夫も必要であるので、引き続き努力すること。

(7) 岐阜県からの応援メッセージボードの設置について

生活環境部長：別紙資料により説明

岐阜県において、7月から8月にかけて被災地応援キャンペーンが実施され、県民の方々から集めたメッセージボードについて、1ヶ月程度本県において掲示していただけることとなった。

11月4日から自治会館1階の右側壁面に掲示することとなったので報告する。
岐阜県の皆様には感謝申し上げます。

松本副知事

資料はないが、本日が避難所閉鎖の目標日となっていることから、現在の状況を説明してください。

住民避難・安全班（文化スポーツ局長）

本日が、県内すべての避難所の閉鎖目標日となっている。昨日時点で一次避難所に54人、二次避難所に870人の方々がおられます。

計画策定後、緊急時避難準備区域の解除に伴う仮設住宅の追加建設要望など状況の変化もあり、本日すべての避難所を閉鎖することは困難な状況にあります。

詳細については、次回の災害対策本部員会議で報告する。

松本副知事

本日午後、除染・廃棄物対策推進会議が開催される。市町村の除染計画の策定状況、現在の除染と廃棄物の課題、県の生活空間における除染の手引きに一般住宅の除染方法が追加されたこと、農地・森林の除染について県が考え方をまとめたこと等が議題となる。除染については県民の関心も高く、緊急性もあるので、対策推進会議の中で十分調整を諮った上で、実行に移せるものは速やかに取り組むこと。

次に、各地方災害対策本部の本部長である各地方振興局長から意見を聞く機会を設けている。会津地方では、応急仮設住宅について避難市町村及び受入市町村役場の幹部職員、県出先機関の長、NPO法人の代表が入った話し合いの機会を設け、様々な問題点を探るなど、貴重な意見交換の場となっていることから継続して実施することとしていること、また、いわき地方では、双葉地方からの多数の方々が避難しており、支所や仮役場を設置している双葉地方の町村も多いことから、市と町村の横の連絡調整が重要になっている、お互い遠慮もあるので、県が中に入って円滑に事務が進むよう市町村支援に取り組む必要があることなどの意見がある。

※ 次回は来週11月7日（月）午前10時30分から開催する。

